

大阪市障がい者施策推進協議会部会
第2回大阪市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成28年2月19日（金）

午前10時00分から午前12時00分

場所：大阪市役所 第6委員会室

（開会）

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：紹介いただきました座長の石田でございます。毎回たくさんの資料です、私の進行の未熟さもあるんですが、所定の時間を超えてしまうということがありますので、ぜひとも今日はずね会議の時間も限られていますので、議事の円滑な運営にご協力いただければありがたいと思っています。それから座席の関係で、井上委員と酒井委員が見にくいところがありますので、発言していただくときには挙手等高くあげていただければと思っていますのでよろしくお願いします。そうしましたら、今日の議事の進め方ですけども、議題1、2、3、4の説明の後で1回目の審議、次に議題5、6の説明の後で2回目の審議、続いて議題7の説明の後で3回目の審議、続いて、議題8の説明の後で4回目の審議、最後に議題9の説明の後で5回目の審議ということでそれぞれ行いたいと思っておりますのでよろしくお願いします。そうしましたら、事務局のほうから議題1～4につきまして一括して説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

西端課長：【資料1について説明】

西川副所長：【資料2について説明】

西端課長：【資料3-1、3-2、3-3、4-1、4-2について説明】

石田座長：ありがとうございました。ただいま事務局のほうから議題1～4までの説明をしていただきました。各議題について、委員からご意見、ご質問があれば挙手をしていただいて、マイクを使って、お名前を最初に言っていただいてからご意見、ご質問をお願いします。

古田委員：古田です。精神の地活センターなんですけども、1回相談支援センターから外される格好になって、正式にまた位置づけられたと思うんですけども、区のセンターとか

の報告はありますけども、地活センターの報告がないのでなんでですか。これはちゃんとあげていただきたいなと思います。各地域協議会でも結構活動していただいておりますので、その活動状況についてちゃんと報告していただきたい。

石田座長：事務局のほうから何か？

西端課長：各区の障がい者相談支援センターは、障がい者の方に対する総合的な支援センターとのことで、位置づけさせていただいております。中核になる機関ということで運営評価をご報告させていただいておりますけども、今の古田委員のご指摘を踏まえて、確かに地域活動支援センター生活支援型ですね、精神障がい者の方の相談支援に大きな力を発揮していただいておりますので、そのへんは今後の課題として検討させていただきたいなと思います。

石田座長：よろしいでしょうか。他に…酒井委員。

酒井委員：酒井でございます。よろしくお願ひします。基幹相談支援事業の報告書についてご質問なんですけども、取組の一つとして、各区の自立支援協議会に出向いて情報提供であるとか、あるいは情報共有をされているという報告を受けまして、とても良い取り組みで、進めていただきたいと思うんですけども、この報告書を見てますと、行かれています区が限定的に感じられるんですが、そのへんの理由がありましたら教えていただきたいなと思いますし、ぜひとも他の区にも出向いていただいて進めていただきたいなと思っております。いかかでしょうか。

石田座長：事務局のほうお願ひします。

西川副所長：これにつきましては、各区自立支援協議会さんとの関係、いわゆるこちらから押しかけるというよりも、表現ちょっとあれですけども、両方で、向こう側から出席依頼を受けてですね、出席しているというのが今の状況です。そのへんの両方の受けるほうと行くほうとタイミングなり、その案件とかがございますので、現在このようなかたちになっているかと思ひます。それにつきましては、当初に一度、年度当初に各区センターさんを訪問させていただいた中でそういうお話は出ておりました。要望があった場合については基本的には全てですね、可能な限り出席させていただくというそういうスタンスで対応しております。おっしゃっていただいたように、非常にこれ積極的にやっていきたいという基本的な考えには全く変わりはありませんので、今後より各区の活動を支援していきたいというふうにお願ひしております。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございます。鳥屋委員。

鳥屋委員：鳥屋です。各区の自立支援協議会の概要を見させていただいてるんですけども、部会が結構それぞれ増えてきたということで、相談支援部会なんか20区で増えてきた。今後なんですけども、当事者部会というような感じで、いかに各区の自立支援協議会が地域のそうした障がいもってる当事者の声を拾いあげる、吸い上げるような仕組みってというのが大事かなと思っています。今要援護者支援が始まっていて、災害時の福祉避難所、実際にどうそこに入れるのか、活用できるのかっていうのはやっぱり当事者の声を聞かないといけないと思います。また、見守り支援とかも始まっていてると思いますので、よりその地域の当事者、地域の中での生きづらさを感じていたりですとか、どう課題を感じているのかとかというのを各区の自立支援協議会がより吸い上げていけるような当事者部会の設置っていうのをこれからまた進めていってほしい、促していただければと思います。

石田座長：特にお願いということで…

鳥屋委員：今後そういう具体が提示されているかとか、そのへんもまた把握していつてもらいたい。そこを含めて今どんなふうに今取り組まれているか答えていただければと…

石田座長：事務局のほうでなにか。

西端課長：地域自立支援協議会ですね、今ご指摘ありましたとおり、当事者の方々のご参画をいただくということは大切な視点というふうに考えますので、どういったかたちで、どういった進め方ができるのかとか、いろいろご意見いただきながら、今後そういうところを問題意識として取り組みを進めていきたいと思っています。

石田座長：はい、ありがとうございました。これに近いようなの特にもうございませぬかね。このあともいろいろと審議ございますので、はい、岡委員。

岡委員：岡です。よろしくお願ひします。一つ確認なんですけども、各区の相談支援センター自己評価一覧の運営体制のところにも中期的・長期的な計画が定められているという項目、中長期の計画のことがいっぱい出てきているんですけども、3年間プロポの中で中期っていうのがどういう位置づけで計画するものなのかというのが、これどういう評価基準になるのかよく見えないんですけども、例えば3年間で3期やるということであれば、中期とか長期で立てれると思うんですけども、3年間で中期っていうのは何かちょっと腑に落ちへんなというものがあるのが1点と、あともう一つは、指定相談支援事業実施状況の中で、港区なんかで言いますと、パーセンテージ頑張っただけなのは事実なんです。事

業所数も倍以上に増やしました。ところが今何が起きているかと言いますと、セルフプランで流した方、流したというか支給決定をして3年間のうちに計画が、サービスがとまらないようにした方々については、セルフプランを出した方々については、サービスが2回目の更新になるんですね、支給決定するときには。ということは、計画相談は初めて使うんですけども、支給決定は2回目になるので、新規ではなく更新の新規になってしまうんですね。そうしますと、原則最初の新規であれば計画を立てたのと、3か月のモニタリングがついてくるんですけども、更新の新規になると計画を立てた後半年に1回とかのモニタリングになってしまって、実は事業所のほうがモニタリングの頻度を変更する手続きをしなければそのまま流れていってしまうんですね。なので、計画、地域であがっている声は、急いで計画相談事業所をつくったんだけど、件数が回ってくるわりには、全然収入につながっていかないと。これは聞いてなかった、そんな実態やったらやらへんかったのという事業所がたくさん出てきてまして、これは何とかならないものなのかなというのがあるって、モニタリングの頻度を変更できるというのも、ある程度相談支援専門員がテクニカルの部分で対応できる事業所であればたぶん運用はしていけると思うんですが、幾分初めてやる場所が多いので、そういういったことも知らずにそのまま流してしまっているという現状もあるので、このへんを何か市としてみなさんに何か周知をちゃんとしていくとかしていただければ、立ち上げたはいいいけれども相談支援をやめますという声があがっている事業所があるのも事実なので、何か対応を考えたいなというのがあります。

石田座長：一つ目は、期間の問題ですね、中長期をどう考えるのかということと、二つ目は、今日すぐにお返事いただけないかなと思いますけども、ご検討いただければありがたいと思いますが、事務局のほうで何かご回答いただけることありますでしょうか。一つは期間どのくらいで考えたらいいですかっていうことと、もう一つはモニタリングが半年後になってしまいますよということでしたよね。

森野係長：今中長期のですね、実態確認のお話岡委員からあったかと思うんですけども、中長期、3年間のプロポーザルということでそぐわない部分があるのかなと思うんですけども、現在お願いしている3年間の間でですね、中長期的な社会資源の開発等ですね、継続的に取り組む必要のある課題についてどんなかたちで計画的にやっていたかという評価で、長期という、3年間で長期と言われるかと言うと表現がそぐわないかなと思いますんで、再度検証しないとイケないかなと思っています。

石田座長：ありがとうございます。

西端課長：中長期、取り組むためにレベルアップしていくためにはやはり一定の期間を、

先を見て進めていただきたいという思いがあって、確かに契約の問題があって、別の観点で期間が定められているものになりますので、事業を運営するにあたっては、3年後で終了するかもしれないというところで、ちょっと矛盾があるんじゃないかというご指摘だと思うんですけども、私どもとしましては、ぜひとも中長期的な視点に立って取り組みのほう進めていただきたいということでよろしくお願いします。

それと、もうひとつモニタリングの頻度が新規と更新で変わっていくというところですけども、ひとつその状況、実態があるということを含めて、大阪市では国に対して事業報酬の改善を強く求めているところなんですけども、実態を踏まえて状況をきちんと変えていくことが大切だと思いますので、今いただいた状況を含めてですね、国に改善を求めていくということと、あと、事業所の立ち上げ説明会の場とかにおいてですね、そういうところをきちっと説明をして不足のないように進めていきたいと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。ご意見あるかもしれませんが、次の議題に…手短にお願いします。

加藤委員：加藤です。前回もお話させてもらったんですが、防災の件でね、西淀川区では、サービス計画作成の中に個別の避難支援計画を組み込んで災害時に大地震がきたときとか、相談員が安否確認とか調整をしていこうっているようなことを区長もだんだんと協議が進めていけているんですが、これは別に西淀川区だけの問題ではないので、特に湾岸の各区ですね、市のほうとしてはね、災害時に相談支援事業所が果たす役割をどういう風に考えておられるのかをお聞きしたいなど。

石田座長：災害のときの対応というか…

西端課長：いただいたご指摘ですね、これは重要な課題として認識いたします。危機管理室でございますけども、そこも含めて連携して検討しないといけない課題として進めていきたいと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、次の議題にうつっていきたいと思います。議題5、6の説明を事務局のほうからよろしくお願いします。

桑田課長代理：【資料5、6について説明】

石田座長：ありがとうございます。この議題の5につきましては古田委員のほうから意見をいただいております。こういうA4の裏表ですね。古田委員のほうからまずご意見いただければと思っております。

古田委員：古田です。触法障がい者の地域移行支援制度はスタートしているんですけども、行政の仕組みがまだまだ明確になっていない中、実際には地域のほうでは受け入れが始まっています。ただ、定着支援センター、法務の関係との連携についてもまだじっくりいっていると言えない状況の中で、スキルのない事業所でも知らずに受け入れている中で、事故が起こったりとかもあり得るような環境になっているということで、早急に整理をするということで、これの仕組み図についても1年かかってしまっているんですけども、まだこれができるからと言って、情報提供がどのようなかたちで進められるのかというところが未整理などところがあるので、これを急いでいただきたいという意見で書かせていただいております。受け入れ側の事業所にとってはですね、どのような支援、環境があれば触法行為を未然に防げるのかというような情報が一番ほしがっているところでありまして、触法行為と生育歴、環境、障がい特性等との因果関係を明らかにしていただきたい。ストレス要因を緩和するための支援の関わり方や環境設定の在り方についての情報提供ですとか、支援が必要になってくるということです。基幹センター、定着支援センターでは、基幹センターでは、定着センターとのつながりをやってもらえるということになりましたので、そこで情報をしっかり収集して、地域移行の可能性、本当に地域移行この人できるかというようなところも含めてみていただきたい。砂川厚生センターでも2年3年経ったら機械的に出すというようなところもあつたりも見受けられてます。それから受け皿と、事業所のおおよその受け皿としてどういうところがふさわしいのか、というようなところをしっかりと見極めた上でですね、地域の事業所につないでいただきたいというふうに考えてます。それからフェイスシート、アセスメントシートですけれども、この様式を整えていただきたい。これは急いでいただきたいと思ってます。基幹センターから以前示された相談受付票とか情報提供シートと言うのは、情報項目が羅列的で分散しておりまして、触法行為とその環境、障がい特性等との因果関係が把握しづらいものになっております。また、定着支援センターのフェイスシートも、犯罪状況、性格、それから行動、特徴、生育歴という支援にとって重要な情報がですね、詳細情報とされて受け入れ直前でしか提示しないというふうになっております。これでは受け入れの準備もなかなか進められない。受け入れ直前になって、え～そういうふうな状態だったんかというて大変驚くようなケースもあるわけですので、基幹センターでまず定着センターからですね、その詳細情報を早めに把握して、それらの因果関係を分析、見極めた上でアセスメントシートに整理して、どこがふさわしいのか見極めた上でつないでいただきたい。業務を提供していただきたいというふうに思ってます。

また、触法障がい者の移行ではですね、支援区分がかなり低い人もおられまして、長時間の介護である重度訪問介護が使えません。それからグループホームの重度加算もありますけども、地域移行の受け入れの、それも施設で使われたらあと半年、1年しか出ないという問題もあり、ただ、地域移行されてからですね、しばらくの間は見守りが十分ないと本人さんもストレスをためたりとか、そういうふうなことにもなりかねませんので、その

場合は見守り等も含めた居宅介護の非定型支給決定というのを柔軟に行っていただきたいというふうに思っています。

それから6番のほうも一言言っておきますと、地域移行のですね、精神の退院促進をですね、この間でですね、やはりもう個別支給決定になったからそれだけで頑張れという中、事業所が増えない中で、計画相談、それから委託相談事業所は、かなりしんどい状況で、振り回されている中、地域移行になかなか取組めないような環境にもなっている。先細りしてきているのは事実だと思います。早急にそれは委託事業所、地活センターへの支援策を含めて新年度は検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

石田座長：ありがとうございます。はい、船戸委員。

船戸委員：相談支援のことで、私はどちらかと言えば、長期入所児、医療的ケアが必要な子どもたちの地域支援なんですけども、前もちょっと言わせていただきました、9月ですかごめんなさい。退院前カンファレンスに相談支援専門員が必ず参加すると、それに対して報酬をつけるということをぜひ検討していただきたい。これによって随分違ってくると思います。小さい子どもを抱えているお母さんは、セルフプランなんかとてもつけられません。そして、それからきちっと訪問看護師が結果的には報酬が付きまします。医療の面から。そして高齢者の場合は、ケアマネの方が行かれると報酬がつけられるけども、相談支援だけがボランティアではないけども、なかなかつながらないってことがありますんで、これが出るようになったら、相談支援員が関わって福祉支援と結びつくんじゃないかということで、ぜひこれは取り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

石田座長：ありがとうございます。ちょっと今1回ここで切って事務局のほうからもしご回答があればお願いしたい。一つは古田委員のほうの地域移行と相談支援の。今の船戸委員の報酬の面ですね。お願いします。

桑田代理：障がい福祉課長代理の桑田でございます。まず古田委員からのご指摘、ご要望をいただいている点でございます。まず触法行為をですね、未然に防ぐにはというところは非常に重たいと言いますか、非常に大きな課題と考えております。矯正施設等から地域に移っていく中でですね、地域では住まいの場とか日中活動の場とか、さまざまな場面がありますけれども、そういうサービスがきっちり根付いていくということを通じてですね、結果的に再犯の防止につなげていくといくことが基本的な国の考え方だと思いますけれども、なかなかこれは大きな課題だと思っています。地域のいろいろな事業者のみならずがですね、日々取り組んでいただく部分はありますけれども、大きなテーマとしてですね、市町村とか自治体、事業者とかだけではなくて、国として矯正施設の法務省管轄の各支援

機関とか、都道府県の機関とかがありますので、そういうもっと大きな視点でですね、触法行為のいわゆる特に再犯防止を未然に防ぐのかという視点はもっていただきたいと思っておりますので、また必要な関係先とも連携しながら声を届けていきたいというふうに思っております。あと、基幹センターで地域移行の可能性を見極めるとか、フェイスシート改定作業を急ぐということでご指摘のとおりだと思っております。また基幹センターのほうでフェイスシートの様式も含めてですね早急に進めて参りたいと思いますが、進めていくにあたりましてですね、また必要に応じて実際にそれを使用される相談支援の関係の事業者さまとの意見を聞きながらですね改定作業ということを進めていきたいと思っております。あと見守り等のニーズを含めた介護の非定型の部分でございますけれども、大阪市の自治体としてどこまでの裁量ができるのかという部分については、最大限検討は可能だと思いますけれども、国の制度にもとづくところですので、難しいところについては国への要望というところで整理してまいりたいと考えています。

船戸委員がおっしゃってました、相談支援の部分についての退院前のカンファレンスのところにつきましても、やっぱり厚生労働省の担当のところですね、地域移行支援の推進ということで大きな目標を掲げるならばそれに対応した体系というのをちゃんと責任をもって国として構築すべきだということについては、国への要望として届けていきたいと思っておりますので、そのご指摘のところを踏まえて考えていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

石田座長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

鳥屋委員：触法障がい者の地域移行の流れについて、この絵の中にきちんと基幹センターが入っているのはすごく評価できると思います。それからこころの健康センターに関しては精神障がいの方の地域移行について、もちろん中心的に動くと思うんですけども、絵の中に書かれていない、備考に少し書かれていることだけど、どういう意味があるのかということと、あともう一つ、入所施設、矯正施設からのケースの場合、入所施設が市外っていうことに限定されているのがどうしてかっていうのが聞きたいところです。あと、この流れがようやく相談支援のあり方検討会の長い時間をかけてようやくこの絵になったわけですけども、この絵で実際に動きだして行って、次回の自立支援協議会の中では必ず具体的にどんな取り組みがあったのか報告としてあげていただきたいということです。あともう一つ、資料6の今後の検討課題についてというところで、各区の意見であるとか、全市的かつ長期的展望を見据えた課題というところだと思うんですけども、あと、国が言っていた地域生活支援拠点なんかの大阪市としてはどうしていくのか、相談支援を中心とした面的整備ということで、どうつくっていくのか、こういったことも課題としてはあげていただきたいと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。一つは、33 ページのところですね、備考に上がっているところ、もう一つは資料6のところの今後の課題についての生活支援拠点についてのご意見、ご質問ですけれどもよろしくお願いします。

松本副主幹：こころの健康センターの副主幹の松本です。先にフロー図のことで、地域定着支援センターから市基幹センターが窓口になっているということで、こころの健康センターが備考の3に書かれているだけなのはなぜかということでご質問があったかと思えます。それにつきましては、こころの健康センターは備考で書いているだけなんですけども、市基幹センターと協力しながら連携はとっていくつもりにしております。ただ、ここに精神障がいでからということで、こころの健康センターと並んで基幹センターと書いてしまうと、窓口等がきちっと整理されないだろうということで地域定着支援センターから市基幹センターへの窓口として書かせていただいているかと思えます、ただ、書いていないから窓口等を果たさないということではありませんのでご了解ください。

石田座長：ありがとうございます。もう一つは地域生活拠点…

鳥屋委員：もう一つ、入所施設が市外に限定されていること。

桑田代理：障がい福祉課長代理の桑田でございます。入所施設（市外）ということで、フローイメージ図の下のほうで、番号で言いますと、④から⑥ということは、以前の課題もありまして、市内の場合はですね、例えば事業者さんから入所施設に訪問してということと言う、例えば交通費一つを考えても比較的近距离と言うことになりますけども、いわゆる援護の実施者ということで、もともと大阪市に在住されてた方ということで、他府県ですね、遠隔地の入所施設等におられる方の地域移行に関して、その交通費の問題も含めてですね、どうするのか、あるいは大阪市に地域移行したいということですけども、特定のどこの区に住みたいということのイメージまではなくてですね、漠然としたイメージの中でですね、どこかの事業所が入所施設との窓口となってですね、市外の入所施設に入所されていたとしても調整していく役割があると、そういうことで言いますと、基幹相談支援センターが24区の相談支援センターの後方支援を担っているということで、基幹相談支援センターが窓口になるべきではないかというような経過もありましてですね、従前からこういう取り扱いになっているというのを、触法障がいの地域移行支援の流れということであてはめたとしても、大きな地域移行支援の中での触法障がいの支援ということなので、それは言えるだろうということであわせて盛り込みさせていただいているということです。あと、資料6の地域生活支援拠点のところですが、文書として表現できてなくて申し訳なかったんですが、先ほども口頭で説明させていただきましたように、障がいのある方の高齢化・重度化を見据えたところの地域生活というところで考えますと、鳥屋委員

ご指摘のとおり、当然、地域生活支援拠点について28年度から考えていかなければいけないと認識はしておりますので、その課題も含めて検討して、また自立支援協議会で検討状況等を報告できたらと考えておりますので、よろしくをお願いします。

石田委員：ありがとうございました。

鳥屋委員：今の入所施設の市外の話で過去の経緯としてそういう仕組みがあつてそれをあてはめているというのは分かるところではあるんですけども、いわゆる触法障がい者の地域移行ということで新しく取り組んでいくわけですから、市内は基幹センターは把握しませんが、せめてどんなことがあるのかを基幹センターも把握できるようにはしておいてもらいたいと思います。

石田座長：今後の取り組みとして視野に入れてということによろしいですかね？いろいろご意見あるかと思うんですけども、時間のほうが切迫しています。5、6についての審議についてはこれで留めさせていただいて、7のほうに移っていただきたいと思いますので、7のほうの事務局からの説明をお願いします。

桑田課長代理：【資料7-1、7-2、7-3について説明】

石田座長：ありがとうございました。これについても古田委員のほうから先ほどの触法障がい者の地域移行についての2番ということで意見いただいておりますので、古田委員のほうからご意見お願いできますか。

古田委員：古田です。すみません。まず簡単に対応要領のほうなんですけど、今つくられておりますけども、府のほうもそうなんですけども、市教委とか市営交通、市民病院というのはですね、障がい者等と接点が多いので、そこは独自の対応要領をつくっていただきたいというふうに考えております。対応要領というのは、区役所とかの窓口での対応を想定した文章になってますんで、やっぱり教育委員会とか市営交通と言ったら、学校とか地下鉄、バスとか現場での対応が主になります。教育委員会まで障がい者行くというのはそんなになくて、むしろ学校現場とか現場のものを表した対応要領を作っていただきたい。それから差別解消法ができたからと言ってもまだまだ障がい者自身が差別を受けたと言っているかどうか、まだまだ疑問でして、諦めてしまうような場合もまだ多いかと思いません。そういう意味でどこに相談に行ったらいいんだろうというのが分かるように、特に行政窓口の相談は、各部局の広報課ということにされてしまっているんですけども、対応要領で。それで例えば何とか公園とかで差別を受けてしまった場合は、どこの管轄に相談していったらいいのか、一般市民に分かるあんまり分かるわけがないんで、相談先が分から

ない場合は、障がい福祉課とか市の広聴か区役所かそのへんを必ず分かるように周知していただきたいので、啓発チラシとかリーフレットには、各部局の広報課をズラーと並ぶだけではなしに、そういうのを書いていっていただきたい。それから民間事業者の委託が市や府で増えています。外から見たら分かりません。ただそこは職員の対応要領では縛れないと聞いております。それではおかしいので、研修をちゃんとやっていただくのとですね、委託契約事項にですね、市の対応要領の順守というのを盛り込んで契約を締結していただきたいと考えております。それからこの差別解消のイメージ図、取り組みについてですけども、差別解消法、これは長年の障がい者の願いがようやく実現された法律ではありますが、そういう意味でですね、障がい者団体としても、各事業所としても協力したいと、協力しようという思いでおったわけです。けれどもまだまだ法律のほうは抜け道もありますし、曖昧なところも残されていて、どういうふうに力を合わせて良いものにしていくかというふうなことが問われるわけですけども、今回のイメージ図は知らない間に勝手につくられました。それで議会にあげているからひとつも修正はできないというふうに言われました。そういうふうに今もう全然、これは既存の相談窓口だと言って区のセンターだとか地活センターとか区役所とか並べられて、それが既存の相談窓口で、対応はほとんど全てそこがやるように言われました。支援員や事例検討会議は基幹センターに委託しようというのが内々でもう決まっていると聞いています。そこがやってくれるのはアドバイスだけみたいなかたちで済まされるひどい絵です。実際に手を組む相手とちゃんと相談、調整もしないで、勝手にこんな絵を書いて修正もできないと、区センターや地活センターに一方的に役割を押し付けて、基幹センターはアドバイスするだけ、それですませようとするのなら、この仕組みには全く同意できません。協力もできません。そういうことも踏まえてもう1回考えなおしてほしいということで、次のページにザーと書かせていただきました。急いで。まず、市や差別解消の地域協議会の役割は全く不明です。どんな人選でどういうふうに進められるのかも全く分からない。それから矢印の大きさ、これ府もそうやったんですけど、矢印の大きさがですね、関わりの度合いを主にそこがやるみたいな府も市も書いています。市との連携は小さく連携と記載されているだけで、支援や協力の中身も全然不明です。ほとんどのケースがですね、基幹センターからのアドバイスだけでこと足りると考えているのか、僕らも経験してますけども、事業所の理解不足のケースであったら簡単に説明してそれでいけるケースもあるやろうけども、悪質な事例、困難な事例は、市が一緒に行ってくれないと解決できないというのは当たり前のことでしょう。それがただ連携だけで主な対応はこっちだけでやるというのやったら、これは成り立ちません。のでそこを見直していただきたい。市や協議会、それから基幹の役割、それぞれの連携、協働の中身を明らかにしていただきたい。それをもって対応マニュアルをちゃんとつくる。それとイメージ図を全部書き直していただきたいと思います。それと対応マニュアルをですね、市や基幹センターでも直接相談を受けられるというふうにしといてください。既存の相談窓口と言ってこちらだけがやらないといけないというわけではありません。府も障

障がい福祉課がやれると言ってます。そちらでも必ず相談を受け付けられるようにしてほしい。それから市や基幹センターが直接対応に出向くということも可能なように必ず表しておいていただきたい。それから困難ケースではですね、障がい福祉課だけでなく、事業の関係部局、管轄部局、例えば、住宅差別のややこしい事例やったら、住宅部局も一緒になって動いてもらいたい。事業所への対応に動いていただきたいと思います。イメージ図のほうでもですね、市や基幹センターで直接相談を受け付けられる、②、⑤の対応が主に既存の相談窓口だけで書かれてますけども、市や基幹センターも区センターと地活センター等と一緒に協力して行うように書き変える。矢印の大きさもですね、全部同じ大きさに変えていただきたい。それからさらにこの間、基幹センターは区センターの後方支援と言い続けてきました、この4、5年間。ただ自ら直接の相談には関わらないという仕組みにしてしまったために生活困難ケースの対応でも実際にアドバイスはできていません。後方支援っていう位置づけは機能していない、破たんしていることを認めてください。後方支援、アドバイスという役割は抜本的に見直していただいて差別解消の対応でも実際に区センターと一緒に動きながら共にスキルをつけていく、力をつけていくというふうに変えていただきたい。イメージ図③のアドバイスの要請とか、④アドバイスのところは、支援・協働要請、支援・協働というふうに変えていただいて、対応マニュアルでも基幹センターの役割、支援、協働の中身を明らかにしていただきたい。それから基幹センター内の事例検討会は基幹センター内で行うようですけども、これ実際にはもう障がい差別地域協議部会の中でやってもらえるのであればやってもらいたいと思ってます。実際にはこの会議がですね、困難ケース等において虐待防止でのコアメンバー会議のような作戦本部にならなければならないというふうに思います。対応方針について検討する機能をもつことにせなあかんで、地域協議会の枠でやれるんやったらその枠でお願いしたい。事案によって地域協議部会の中から詳しいものを何人か召集してですね、市障がい福祉課や事業所関係部局も必ず出席して事例検討会議にですね、出席してもらって、差別解消対応策、適切な合理的配慮の内容を検討、協議するという機能をもってもらいたい。それからイメージ図では、事例検討会議に市や地域協議部会から参加することをちゃんと表していただきたい。それから支援、協働の要請書の様式にはですね、区センターがアドバイスだけを求めているのか、支援、協働を希望するのか、事例検討会議までの開催まで要望するのか、それをちゃんと希望として出せるようにしていただきたい。基幹センターの勝手な判断で、それはもうそっちの判断でアドバイスだけで済ませようというふうに考えるのではなくて、区センターとか基幹センターが何を望むのか、それをちゃんとそれに基づいて動くようにしていただきたい。それからその事例検討会議の出席者の人選ですけれども、基幹センターと市、当該の区センター、基幹センター、相談を受けたところがですね、実際に協議して調整、決定をしていただきたい。それから市の差別支援地域協議会もですね、年1回、2回、こんな件数がありましたという報告会では意味がありません。四半期に1回は必ず開催してですね、事例検討会議での十分検討事案や対応に苦慮する事案について

対応策や合理的配慮の内容を検討、協議し、バックアップできるようにしてください。個別事案は取り上げないみたいに前から言われてますけども、できないことはありません。後押しをしっかりとするという機能を十分にもっていただきたい。それからまた市で対応しても解決できない事案は、誰が府の広域相談員につながるのか。それでも解決できなければ府の地域協議会に誰がつながるのか、必ず市が責任をもってやっていただきたいというふうに思ってます。また区役所にもですね、この案はまだ全然話されていないということで、押し付けられるようですけど、どの部局が窓口になるかさえまだ決まっていなくて、区によっては障がい福祉担当以外が担当することにもなる。そういうときに連携がとれるんでしょうか。必ずどの区においても障がい福祉担当課が窓口になるように徹底していただきたい。それから区センター等にですね、事例を送ってくるのではなくて、障がい福祉課と連携して対応できるように徹底していただきたい。また商店街とかコンフリクトとかですね、そういう地域課題が起きたときには、市と区で連携してちゃんと取り組むっていうふうにしていただきたい。こういうふうな課題がですね、現時点で想像されるだけでもこんだけあります。これについて全部どうするんか、明らかにして、マニュアルやイメージ図の改定も含めてちゃんと協議をしながら作ってもらわないと協力できないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

石田委員：ありがとうございます。どなたか差別解消法についてご意見ありますか。

鳥屋委員：鳥屋です。今話にもあったように、今この図を見ている中で、市の立場、役割ってというのがあまりにも薄すぎると感じます。やっぱりどう見ても、今ある各区に任せてしまうというような、かなり逃げ腰の感じがすごく伺えます。やっぱり市がしっかりと差別を解決するために入っていくと、実際に今まで障がいをもっている人が受けてきた差別、行政もしっかりと入らない限りなかなか解決にはなっていないのかなと思ひますので、そういう姿勢をこの図にもしっかりと示していただきたいと思ひます。あと、この支援員ってというのが書かれていると思うんですけども、本当にここでアドバイスで書かれていますけど、各区のセンターや地活センター、区役所、実際の現場で日々受けているいろんな相談とか事案をですね、アドバイスできるのは実際にどんな人を想定しているのか、本当にアドバイスできる人っているのかってことです。アドバイスっていうことではなくて、一緒に動いていくということしかりということをお約束してもらいたいと思ひます。それからあと、新聞等にも出てたと思うんですけども、やっぱり社会の中で、市民の中でこの差別解消法についてどれだけ知られているのか、例えば教育の現場なんかでも、差別解消法の中身っていうのを知らないって人の数のほうが圧倒的に多かったって数字も出てたと思うんですけども、やっぱり障がい者差別に対する世の中の認識っていうのがかなり低いと思ひれます。みなさんがしっかりとそこをどういうことが差別にあたるのかっていうのをしっかりと啓発していかないといけないと思ひます。そのための地域の啓

発とか、研修とかも掲げてはいたと思うんですけども、それをどういう計画で進めていくのかというのも示していただきたいと思います。

石田座長：ありがとうございました。他にある方いらっしゃいませんか。そうしましたら、この場で全てお答えできるものばかりではないかと思うんですけども、方向性についていろいろ説明していただければと思います。よろしくお願いします。

桑田代理：障がい福祉課長代理の桑田でございます。ご意見ありがとうございました。まず、古田委員のほうからの2のですね（1）の対応要領の関係でございます。市教委、市営交通、市民病院については特にと言うか、よりきめ細かくということでございます。大阪市全体で統一的に進めていくために職員対応要領ということでございますけれども、大阪市ということで考えますと、市役所の部局もありますけれども、区役所の窓口もあれば病院もあれば、駅もあればということで、対市民のみなさまと接する場面というのは多種多様でありまして、それに対応すべき職員としての対応ということも多種多様だと思います。ですので、それを踏まえた、部署ごとに必要に応じて対応したことについては、意識していかなければいけないと考えております。市教委ですとか、市営交通ですとか、市民病院のところについては、市民のみなさまとの接触する機会が多い、大きい職域であるというふうには認識しておりますので、関係部局とも連携して、貴重なご意見いただきましたものを踏まえてまたお伝えしてまいりたいと思っております。

また、行政機関の窓口で、各部局、広聴広報担当ということでございます。これは今の大阪市の窓口ということで、障がい者差別だけではなくて、人権も含めてですね、ありとあらゆる相談の窓口ということで、大阪市では広聴の担当ということが提示されているということでございます。今でもですね、もし相談があればこういうところが、例えば市民の声とか、それぞれのネーミングがございますけども、そういうところが今でも機能しておりますので、それを機能していくということでございます。

古田委員：障がい福祉課も書いといたらどうですか。

桑田代理：啓発チラシとかリーフレットってございますね、そういう部分についても周知ということで、例えば全般的なお問い合わせとかいうことについても、今職員対応要領のとりまとめの作業をさせていただいているのは申しあげるまでもなく、障がい福祉課でございますので、市民のみなさまがどこに相談していったら良いのか全然分からないということにならないように、そこは意識しながら職員対応要領の策定と周知も含めて考えて参りたいと思っております。

あと委託のところでございますけども、全庁的に進めていくという中で、大阪市でも契約担当の部署があります。もちろん障害者差別解消法の施行ということで、情報提供もさ

せていただきながら調整に今着手しております。具体的にどういったかたちで進めることができるのかといったことはこれからですけれども、大阪市全体として機能していくということであればですね、大阪市内、いろいろ関わりを持たせていただいている事業所さまも含めて、全体としてどうなのかという視点でございますので、そこも踏まえて検討してまいりたいと思います。

あと、次に（２）の差別解消推進体制のイメージ図のところでございます、イメージ図には、知らない間に作られていたということでございます、なかなか進捗状況のきめ細かなご報告が自立支援協議会のみなさまに逐一できていなかったことにつきましては申し訳ないと思っております。今現段階ではイメージ図案ということで、確定ではなくてですね、案ということでお示しさせていただいております。いくつか大阪市の担当もきっちりに関与するように、書き込むとか、矢印の大きさとか、アドバイスだけではなくてというようなご指摘もありましたので、そういう部分も含めて、全般も含めて、どこが修正できるのかということについては考えていきたいと思っておりますし、その作業ということでまた相談しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、いただいた意見を意識して、どこまでできるのかということについて、作業ということで考えていきたいと思っております。

次に、事例検討会議のところでございます。もちろんですね、差別解消法という法律ができるということと言うと、新たな施行ということになりますので、今後どういった事例がどのくらいの件数出てくるのかという内容とか、規模にもよりますけれども、日々の部分はですね、支援員ということで、事例検討会議ということでございますけれども、やはり地域協議会、大阪市障がい者施策推進協議会の地域協議部会、こちらのほうがより有効に機能していくように、事例の検討も含めてですね、四半期に一度ということができるようですね、地域協議部会というのが機能していくように考えていきたいと思っておりますし、この地域協議部会がですね、後押しできるようなそういうふうな機能も併せてもたせることができるように意識してまいりたいと思っておりますし、なかなか事業者さま、障がい者相談支援センターさまとか、計画相談の事業所さまということで日頃スキルをもって取り組まれてますけれども、新しい法律の中で困難なケースという部分につきましては、大阪市障がい福祉課も責任をもって関わって行って、それでも困難な場合は、先ほど申し上げました第２段階の大阪府のほうにつないでいくとか、そのつないでいき方に、そのつないでいく手法にしましても、大阪府のほうからですね、具体的にどこを窓口にということが示されていないので、なかなか申し上げるところが難しいですけれども、第２段階まで進むべきケースというのは、相当なレベルのケースだと思いますので、そのあたりについては市の障がい福祉課も進捗も把握して、必要な会議にも出向いて、入って行ってということで、そのあたりも動いていくということも意識する必要があると考えておりますのでお願いします。

あと、既存の窓口といくことでお示しさせていただいておりますけれども、人権に関わる

相談と言いますのは、今でも一定はあると思っておりますので、今でもご対応いただいている枠内につきましてですね、既存の窓口で対応していただければと思っておりますけれども、なかなか新しい法律も入っていく中で、困難なケースも当然出てくると思っておりますので、そのあたりについては支援員、または必要にケースに応じて市の職員もきっちりとそこに関与していくということで、そういう姿勢をもって準備作業進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

石田座長：はい、ありがとうございます。

古田委員：何で、ここまで言うか、それが分かっているのかなと思いますわ。今まで区のセンター、地活センターね、何の支援も協力もない中でね本当に苦勞してきたのをちゃんと理解しているのかっていう問題なんです。3障がい対応ですとかね、精神の困難ケース、全部一手に抱えてきました。さらに指定相談が増えない中で苦しい目にも遭い、また、虐待防止の対応も大阪市ではやるようになりました。しかも、触法の障がいのね、ケースでもかんでいくというようなこともあります。お金も人も増やされない中で、さらに差別解消まで一番の窓口として置かれるわけですよ。もうちょっとねそれぞれのセンターに対する支援を考えてくださいよ。予算面、人員面、もっと補強する。仕事を増やすんやったら、補強してくださいよ。そういうこともしないで勝手にね、相談も抜きにこんな絵を書いてアドバイスだけで済まそうとするのはやめてください。いいですか、マニュアルをつくる、イメージを変更できるんですかね？イメージ図も変更してマニュアルもつくる。できるんですね。ちゃんとその中身について協議してください。

石田委員：はい、どうぞ。

桑田代理：障がい福祉課長代理の桑田でございます。イメージ図案ということではこういうかたちでお示しさせていただいておりますけれども、繰り返しでございますけれども、これは案でございます。具体的なマニュアルですとか、作業も含めてですね、今おっしゃっているようなご意見も踏まえて落とし込みができるように、その辺りについては修正も含めて、加筆も含めて考えていきたいと思っております。

古田委員：部長も一言これ言ってもらえませんか？ちょっと不信感もちましたよ、今回のやり取りは。

中島部長：障がい施策部長中島ですけれども、古田委員の意見書の中でイメージ図が修正できないという文言があつてですね、これイメージ図ですので、これを肉付けしていくのはこれからの作業だと思っております。まだまだ我々もこれが確定ではなくてご意見いただきな

がらですね、変えていくべきところとかですね、市の役割が不十分というのは前もどこかでご意見いただいておりますので、きちっと分かるかたちで変えていこうということでは考えております。差別解消法4月スタートですけども、この法律の経過は我々十分認識しておりますので、権利条約の批准とか踏まえてですね、これができてきた経過ございますので、障がいのある方、障がい者の方にとって長年の懸案事項というのは我々よく知っておりますので、そういうことを踏まえて市としてきちんと対応できるように、また具体の相談員体制ですね、対応させていただけるようなかたちでつくっていこうと思っておりますので、今日不十分な点多々ございますけども、いくつかご相談もさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、またこちらのほうでご意見いただきながらですね、良いものにしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

石田座長：はい、ありがとうございます。時間のほうもありますので…

鳥屋委員：一言だけ。

石田座長：はい。

鳥屋委員：鳥屋ですけども、この図の話に戻るんですけど、市に障がい者、事業者から相談があがってきて、それはもちろん既存の相談窓口でお話を聞いて一緒にどういうことが起きているのか、それを調べたりするんですけども、これは本当に差別を解消するための動きなので、その事業所に対して、相談支援センターがこうでしょ、あ～でしょって言うただけではやっぱり聞いてもらえない、立場的に。そういうことが起こり得るっていう中で、市がしっかり入るということをねしっかり想定してやっていただきたいと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。ご意見ということで…

鳥屋委員：はい

石田座長：その方向性でお願いしますということでお願いします。すみません、時間等もありますので、第8のほうにうつっていきたいと思います。事務局のほうで説明をお願いします。

西端課長：【資料8-1、8-2について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。この件についてご意見。

古田委員：この一覧表出されているのは分かるんですけども、これ以前は全区でやられてましたよね？それが市政改革等で曖昧になって、去年も言うたと思いますけれども、2区だけなんです。これ全区に広めるんだったら広めてちゃんと平等に扱ってもらえませんか？

西端課長：この取り扱いにつきましては福祉局の地域福祉課から各区のほうにご連絡させていただいておるんですけども、

古田委員：いや、うちそんな回ってきていませんよ。

西端座長：区役所のほうに連絡されてるんですけども、今確かにご意見ありましたとおり、去年は西成区、今年は港区もということですけども、西成区、港区からのご意見しかないということ踏まえまして、その状況、どういうことなのか確認して、また改めて地域福祉課通じて周知徹底を進めていくようにします。

古田委員：やれるんですね？全区で。全区でやれるんやったら障がい福祉担当課、各区の動いて必ずやるようにしていただきたい。このかたちで一部だけが出すのはおかしいでしょ？

西端課長：各区の議論の中で市全体の課題として認識してもらわなあかんという、それは議論の中で出てくるご意見ですので、そういったプロセスがあるよということはきちんと周知徹底できるように地域福祉課と連携して取り組んでまいります。

石田座長：ありがとうございます。港区、西成区だけではないかもしれないんですけども、今回そういう意見が出たのが2区ということで、ただ他の区にもきちんと周知してくださいということですね。周知して、意見をもらえるような体制をつくってくださいねということでもよろしいでしょうか。

鳥屋委員：ほぼ毎回、市の自立支援協議会で委員から意見があがっていると思うんですけども、最終的にこの回答を市がつくって、できたものをここで報告を受けるだけ、本来であれば協議会の中でこういった課題があるということで議論がされるべきであって、これは毎回言ってるんですが、これについてはどういうふうに考えておられるのか。

西端課長：今回も西成区のほうから12項目の意見、多々ございまして、今回はこういったかたちで本協議会のほうに報告をさせていただいておるんですけども、これについては、今後こういうふうに回答していくべきということで、個々にご意見いただきましたらそれ

を踏まえて検討と調整をさせていただきたいと思っております。

古田委員：みんなの区には言うてるんですか、これ。全部の区で出すように。どこで詰まってるんか分からないんですよ。区長の判断があるのかとか。どっかで止まっているので、全然流れてきません。

西端座長：そのへんの状況も含めて確認を…

古田委員：全部調べていただけます？

森野係長：各区地域自立支援協議会の担当者連絡会でこれについて昨年周知をはかってほしいとのご意見いただきましたので、これに関しましては、こちらのほうから再度こういうことがあるんで、こういう制度使って、各区のほうでご意見があるのであれば使っただけであれば、こういうシステムにのったかたちでしか回答させていただきませんが、回答させていただきますということでお話ししてもらったんですが、結果として西成区と港区から出てきたというかたちになっています。

加藤委員：これ前もねあったと思うんですけども、地域支援チームというのがある程度機能しているところは地域福祉課から障がい福祉課の連携があって、それで障がい関係の問題をあげれるんやけど、機能してないところについてはね、そこでストップしちゃうんじゃないかと思うんですね。西淀川区で来年度復活させようというふうな意向があるんですけど、復活させないとルートができないというのも変な話なんで、障がい福祉のほうまでいったらね、自立支援協議会でそういったことやりたいってずっと言うてるので、自立支援協議会で直接とかね周知させてもらったら、絶対理解があがってくると思いますけど。

石田座長：アクセスの方法とか検討していただければと思います。全区でそれがきちんと伝えられるということでお願いします。時間が迫ってまいりましたので、次の議題に入りたいと思います。議題9ですね、まず事務局のほうからご説明をお願いします。

桑田課長代理：【資料9について説明】

石田座長：ありがとうございます。議題9についてご意見等ございますでしょうか。質問とかございますでしょうか。ございませんですかね。そうしましたら、その他とかございませんでしょうか。特にないですか。

西端課長：その他今回特にございませぬ。

石田座長：最後、副座長、何かご意見ございませんか。

北野副座長：4月1日から差別解消法施行されますけども、私も国のほうでいろんな委員会での議論をしていたときにですね、はっきり言いますけども、一年前にこれが実際に動き出してね、一年間ですね研修したり、あるいは各事業者の説明したり、市民に啓発したりですね、行政もできたマニュアルで研修を積まれてる予定で差別解消法を一応進めたんですけども、いろんな妨害要因入りましてね、なかなか進まなくて、結局こんなかたちで、ぎりぎりの段階で実際に、ですから、今各市町村はね、対応要領つくってるんだよね。でも、4月1日には施行せなあかんのでね、じゃあいつみなさんが研修受けたり対応するようなレベルに持っていかれるのかとか、とても危ない状態ですからね。今後おそらく法律が施行されてからいろんな研修であったり、本当に泥縄式の状態ですのでね。本当に真剣にこのテーマについて障がい者団体の方々もね、事業所の方々も、我々も、家族も親もね、強い関心と期待をもっておりますのでね、これから一緒になってやっていこうかなと思っております。

石田座長：ありがとうございました。たくさんご意見いただき本当にありがとうございました。1～4番まででは、災害のときにどうするのかとか、あるいは中期、長期はどのように考えたら良いのかとか、計画相談の報酬のこととかですね、5番の触法の障がい者の問題であれば、再発防止のための方策、これが一番大きいのかなと思うんですが、そのために地域の中でどのような連携とか情報の収集とかがどのようにしてできるのかとか、あるいは障がい者の相談について言うと、障がい者の相談支援員についての報酬がないんだと、このあたりについての検討もお願いしたいということで、地域生活拠点の問題であるとか地域移行の問題であるとか、本当にたくさんの課題があるんですけども、そういったことについてももう少しいろいろと考えていただきたいという。それから7番目の差別解消法について言うと、現場対応をどうするのかと、そういう図をつくっても現場のところでまで周知してほしいんだということ、あるいは、そういった対象を作ったところで、相談を進んでいってくれるのかどうか、そういう窓口の柔軟性、そういったものが大切だということ。何より周知とか研修とかに対して誰が相談できるのか。あるいは、行政ができないのであれば民間がしないといけないので、民間への研修とか、そういったものも大事だろうということでした。8番目については、今回2区だけだったので、今後検討してどのようなかたちで全区でも吸い上げていけるのかということのを改めて考えていきたい、いただきたいということでした。

ちょうど時間となりましたので、本日予定されていた議事については全て終了しましたので、事務局のほうにお返しいたします。よろしく申し上げます。

西端課長：委員のみなさまにおかれましては、長時間にわたり熱心にご審議いただきまし

て、本当にありがとうございました。今座長のほうからもお話がありましたとおり、本日委員のみなさまからいただきました今日のご意見踏まえまして、今後とも障がい施策の充実に努めてまいりたいと思いますので、引き続きお力添えをたまわりますよう、お願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

森野係長：これもちまして、自立支援協議会、閉会でございます。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。